

呉市教育委員会会議録
(令和6年6月28日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年6月28日定例会

1 開催日時 令和6年6月28日（金） 15:00開会
15:50閉会

2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
委員 大之木小兵衛 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
文化振興課長 三浦美佐子
中央図書館長 木崎ひとみ
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 1人

6 日程

（1）会期決定について

（2）前回会議の報告

（3）報告第16号 呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について

（4）報告第17号 令和5年度学校安全の状況について

（5）教議第31号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について

（6）教議第32号 令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

（7）教議第33号 令和7年度呉市立呉高等学校の入学者定員について

（8）報告第18号 令和6年度教育費補正予算について

（9）教議第34号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について

（10）教議第35号 呉市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について

（11）教議第36号 呉市社会教育委員の委嘱について

（12）教議第37号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいていますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、辻委員・大之木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年5月30日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第7については、公開時期が定められているため非公開、日程第8については、予算に係る案件のため非公開、日程第9から第12については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第16号 呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第16号「呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第16号「呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について」御説明しますので、資料の1ページを御覧ください。

上段の表は、令和5年4月1日現在の耐震化の状況をお示ししたものでございます。

全体の棟数の合計は227棟、うち耐震棟数が223棟、未耐震棟数が4棟であり、令和5年度当初の耐震化率は98.2%でございました。

令和5年度は、耐震化に係る工事等といたしまして、坪内小学校校舎耐震補強工事、宮原小学校及び港町小学校仮設校舎建設を行いました。

参考として記載しております中段の表は、昨年度令和5年度当初時点における令和6年4月1日の予定でございますが、全体の棟数の合計は224棟、うち耐震棟数が223棟、未耐震棟数が1棟であり、耐震化率は99.6%を見込んでおりました。

しかし、宮原小学校仮設校舎の建設が、入札不調の影響等により、昨年度中に完了できなかったため、実際のところは、下段の表のとおり、全体の棟数の合計は225棟、うち耐震棟数が223棟、未耐震棟数が2棟であり、令和6年度当初の耐震化率は99.1%でございました。

令和6年度の施工予定につきましては、昨年度に引き続き、坪内小学校の耐震補

強工事がございます。

なお、四角囲みの中にありますとおり、宮原小学校の仮設校舎は既に完成し、5月10日から耐震性のない校舎は使用していないため、宮原小学校の耐震化は完了しております。

また、坪内小学校の耐震改修工事は予定どおり進捗しておりますので、公立学校施設の耐震化は、令和6年度末に100%になる見込みです。

これら、令和6年度の耐震化の状況につきましては、呉市教育委員会のホームページへ掲載するとともに、昨年度公表分と進捗に差異が生じたので、呉市議会議員と報道機関にも資料提供する予定としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第16号「呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 この会議終了後、速やかに報道発表を行ってください。
ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第17号 令和5年度学校安全の状況について

教 育 長 次に、日程第4の報告第17号「令和5年度学校安全の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田 村 課 長 報告第17号「令和5年度学校安全の状況について」御説明いたします。
資料3ページを御覧ください。

まず、1の交通事故の状況についてでございます。

(1)の年度別発生件数は、令和5年度に31件の交通事故が報告されており、前年度と比べ大きく増加しております。

(2)の令和5年度状況別発生件数は、31件のうち、登下校中の事故が、小学校及び義務教育学校前期課程10件、重複が1件ございます。中学校及び義務教育学校後期課程9件となっております。また、自転車乗車中の事故が一番多く、13件となっております。

(3)の主な対策としましては、通学路の安全点検や安全マップを利用した交通安全指導の実施や交通安全教室、自転車教室、小学校入学式前の交通安全指導、呉こども交通安全推進隊の実施など、児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導の徹底を図るとともに、保護者、地域等と連携した登下校時の見守り活動も実施いたしました。

また、校長会、教頭会において、児童生徒の交通事故の状況について情報共有し、児童生徒に対し、具体的な指導をすることを徹底してまいりました。

次に、2の学校事故の状況を御覧ください。

(1)の学校事故発生件数につきましては、令和5年度に小学校519件、中学校521

件、呉高校56件、合計1,096件でございます。これらは、日本スポーツ振興センターへ災害給付申請を行っており、前年度と比較して15件増加しております。

資料4ページを御覧ください。

(2)の主な対策としましては、各学校における日常的な施設・設備の安全点検、児童生徒への休憩時間の過ごし方の指導や見守り体制の強化等、学校事故の未然防止に向けた対策を推進し、安全指導・安全管理の徹底を図ってまいりました。

3の不審者の状況についてでございます。

(1)不審者情報報告件数は令和5年度に19件となっており、前年度から8件増加しております。また、小学生の事案が12件と最も多く、そのうち7件が声掛け事案でございました。

(2)主な対策としましては、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないように、地域安全マップづくりや防犯教室等により、児童生徒に、危険を予測したり回避したりする能力を育成する取組、登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施や、呉こども110番の家の登録などにより、未然防止に取り組みました。そして、不審者に係る情報を、保護者等へ迅速かつ確実に提供いたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第17号「令和5年度学校安全の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 通学路の安全ということで、広地区で大きな道が1本できまして、白岳循環線の交差点に信号機が設置されることになりました。

警察から信号機の設置は難しいと言われていたのですが、通学路であり子供たちの安全ということで、警察が10分単位で児童生徒の通行量を調べて、それに伴う車や自転車の交通量の統計や写真をとって進めてもらっている。あと、幅員の狭い箇所の横断歩道をどうするのかということも検討しており、いい方向に進むのではないかと思います。また、それに伴って通学路の変更ということも出てくるかもしれない。関係する学校には、協議の場を作って、警察から説明していただくようになると思います。

田 村 課 長 道が広くなるということで、いろいろな要望が出ていることは把握していましたが、信号機が設置されることについては、今、初めて伺いました。引き続き学校と連携を取りながら、子供たちの通学など安全に通行できるように、対応していきたいと思います。

吉 中 委 員 令和5年度はかなり交通事故の数が増えていますが、何かこう分析して、こういった要因があるなど、分かっていることなどがあれば教えてください。

田 村 課 長 細かな分析はできておりませんが、令和5年度と令和4年度を比較したときに、まず4月から8月の1学期間の人数を比較しますと5年度は7件のうち、4月から8月までの事故が3件。そして、令和5年度につきましては、31件のうち19件ということで、年度始めのところが増えている状況がありました。

この傾向につきましては、全国的に年度始めで、新入生等新しく生活が変わる時期ということで、事故が多いというように統計が出ています。

年度始めには、校長会等で様々な周知徹底を図ってりましたが、年度始めに事故が多いというところがこの数字で見えて分かりました。引き続き、年度始め、ま

た学期始めに注意を促していきたいと考えております。

それともう1点、令和4年度の中学生、高校生の事故の人数ですが、中学生が2名、そして高校生は0でございました。令和5年度は、中学生が9名、そして高校生が3名でした。

内容は、12件のうち8件が、自転車乗車中の事故でした。これも、全国的に自転車の事故が増えているという傾向がございますが、自転車の乗車について注意喚起を促していかなければならないと考えております。引き続き、取り組んでまいります。

吉 中 委 員 自転車乗車中が増えているということで、自転車の場合、事故が起きたときに大きなけがにつながると思います。

小学校は確か学校で、実際に指導があると思いますが、中学校や高校で、今実際に自転車通学される生徒に対して、具体的な指導がされているのか教えてください。

田 村 課 長 中学生の事故というのは登下校中ではございまして、自転車通学が認められた生徒ということになります。

自転車通学を認めるに当たっては、ヘルメットの着用等ルールが決められた上で認められております。

さらには、自転車の点検を実施し、ブレーキ不具合等を確認するなど、各学校で取り組んでいる状況でございます。

吉 中 委 員 学校の方もしっかりと取り組んでいただいているということですが、自転車の使い方は保護者の方でもしっかりと伝えていかないといけない部分ではないかなと思います。

P T Aの方とも協力しながら、特に自転車の場合は、交通マナーや左側通行等、実際車の運転免許を持っている方は分かっていると思いますが、毎年いろいろ改正される内容については、子供自身が分かっていることも多いと思いますし、また保護者も分かっている場合もあるかと思いますので、学校、教育委員会、各学校のP T Aがしっかり生徒を守るという意味で、毎年、情報の方の更新をしていけたらいいなと思っております。

大 之 木 委 員 今朝、NHKのニュースの中の特集だったと思いますが、道路交通法が改正されて、自転車のながら運転で2回連続検挙された場合は、何かいろいろ罰則が加えられると発表になっておりました。

この事故に遭われた児童生徒さんが、そのスマホをやっていたということだったのかは分かりませんが、これからそうに法律も変わることですし、自転車に乗る人、生徒さんに対して、法律でも定められているんだと指導をするようにしてはどうかと思います。

最後にちょっとお尋ねします。

私はなくなりました五番町小学校だったんですが、小学校3年生に上がる時に、自転車に乗りたい人は免許を与えるということで、その勉強に向かわないと、免許をもらえなかったんですね。

子供の時、その免許がもらえた時には、ものすごく嬉しかったのを覚えています。今そのような学校はあるのでしょうか。

田 村 課 長 まず、道路交通法の改正にある、ながら運転をしないということにつきましては、

通知文等で具体的な取組や指導内容等を明確に示して、対応していきたいと思います。

これまでも、自転車の安全利用については、原則車道を通る、ながら運転をしない、傘を差しての運転や、スマートフォンや、イヤホンを付けてなど、具体的に示して通知しております。引き続き、具体的に指導内容を示して、通知をしていきたいと思っております。

そして、2点目の免許のことについては、申し訳ありませんが、今手元に資料がございませんので、どこの学校がそういった免許という取組をしているのかは把握できておりません。

教 育 長 ちょっと補足ですけれども、はっきりとしたことではありませんが、令和3年4年はコロナ禍で、やはり、どの生徒指導の問題も含めて、5年度に急激に増えています。

子供の制限が、活動が制限されていたということもあり、だから増えていいというわけではありませんが、それだけ、外へ出る機会も増え、いろんな指導をしていかなければならないと見るべきではないかと思えます。

事故だけではなく、いろいろなほかの事案も、かなり増えている状況があります。

自転車教室については、小学校が今言われた3年生辺りでやっていますが、警察署に来てもらって、それで自転車の正しい乗り方を指導する。そこで免許まで出すというのは、今はあまりやってないと思えます。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第31号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第31号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第31号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、呉市立呉高等学校時間講師の勤勉手当の支給について、所要の規定を整備するものです。

2の改正の内容を御覧ください。広島県立学校に合わせ、呉市立呉高等学校時間講師の勤勉手当を支給することとし、第6条の2「時間講師の勤勉手当については、前条の規定を準用する。」を追加します。「前条の規定」とは、資料下段の参考にある、期末手当に係る規定についてでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校時間講師任用規則の規定は、令和6年4月1日から適用します。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第31号「呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、

御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第32号 令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

教 育 長 次に、日程第6の教議第32号「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第32号「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。

7ページを御覧ください。

呉高等学校入学者選抜の基本方針についてでございますが、広島県教育委員会から、令和7年度県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で定めるものでございます。

令和7年度入学者選抜の基本方針につきましては、自己表現カードに関わって変更がございます。

資料の10ページの呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針新旧対照表を御覧ください。

左の表の上ほど、1の一次選抜(1)選抜の方法のウ「自己表現(ア)」を御覧ください。表の右側、令和6年度は「自己表現カードを活用し」としておりましたが、7年度は、県の基本方針に準じて自己表現の実施の弾力化のため基本方針から自己表現カードに関する記載を削除しております。

また、(イ)の自己表現カードの作成についても同様に削除しております。

2の二次選抜の自己表現の実施についても同様でございます。

4のその他を御覧ください。入学者選抜の結果に係る開示についてでございます。今年度、「呉市立呉高等学校入学者選抜の結果に係る本人に提供できる個人情報等に関する事務取扱要綱」を制定したため、「簡易開示の方法」という文言を加えて、県の基本方針と同じ表現に揃えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第32号「令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 まず、今回のこの基本方針が県教委の変更に従って、それに準じてということで、呉市はそれに倣った、それは承知いたしました。

主に変更になったところということで、自己表現カードを必ず書くとか、必ず使う、活用するというのがなくなった。利用してもしなくても大丈夫になったということで理解しております。それは、それで助かるなと考える生徒さんが出てくるだろうなと思ってうれしく思っております。

高等入学者選抜の基本方針について考える際に、第1に選抜の方法というのが来ているところが少し気になります。何かを選びたいと思ったときに、どんな基準で、どんな人が欲しいから、このような審査基準とか評価基準で選びましょうということを決めるものなのかと思います。特に、この呉高等学校というのは呉市立唯一の高校でありますし、どのようなお子さんを求めたいということが決まっているのかどうかというのを伺いたいのと、この県教委に準じて行われている選抜の仕方というのが、本当にそういった求める生徒像の方たちを割り出すに適した形になっているのかというところの議論は全くせずに、県教委に準ずるという考え方でいいのだろうかというところを問題提起させていただけたらと思います。

木 屋 課 長 呉高等学校として、どのような生徒に学んでほしいということを、どういった形で示すのかという御質問ですが、この後に入学者選抜実施内容シートというのを、呉高校に限らず、それぞれの高等学校が示すようになります。

そこには、教育目標であったり、あるいは育てたい生徒像であったり、その入学者選抜に係る検査の配点等、そういったことも、受検者に示されるようになります。

ですので、そういった育てたい生徒像や、学校としての教育目標方針というところを子供たちはしっかり見て、あるいはそれと併せてオープンスクール等にも参加をしながら、進路決定をしていくものと思います。

それらの大元にある基本方針であるということで、御理解いただければと思います。

石 川 部 長 補足をさせていただきます。

呉高校には、一般の枠と特色枠というのがございます。

つまり、国語や社会や数学の点が高い、上位の方たちが入る定員の枠と、いわゆる特色枠というものがございます。

それは、呉高校のこういう校風であるとか、こういうことをやってみたいということ強く要望する、又は自己表現できちんとできた生徒の方が、ウエイトが高いという特色枠があるので、いわゆる学校の特色を生かす、大学でいうアドミッション・ポリシーということではないかなと思いますが、そのようなところで、それぞれの学校が特色を出している。呉市立呉高等学校もそれに準じてやっているということでございます。

辻 委 員 特色枠というのを上手に使って、特色ある選び方というのもできているということであれしく思います。

もう一つ上の段階で、大学進学に共通テストを利用して進学する人が、もう半数を切っており、40%ぐらいになったというような話も聞いております。

昔ながらのこういった勉強でどのくらいできるか、という選抜以外の方法を使って大学進学する人が増えている中で、高校の入試の在り方というのも考えていく時期になっているのかなと感じております。

呉市教育委員会としては、高校で、もし何か発揮できるとしたら、この呉高校の1校しかありませんので、何か考えることができたなら面白いのではないかと思います。発言させていただきました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(1 5 : 3 1)

教議第33号 令和7年度呉市立呉高等学校の入学者定員について

公開できる時期を待って公開します。

報告第18号 令和6年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(1 5 : 4 1)

教議第34号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
--

教議第35号 呉市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について

教議第36号 呉市社会教育委員の委嘱について

教議第37号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 5 : 5 0)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 辻 佑 子 ）

（ 委 員 大之木 小兵衛 ）

（令和6年6月28日定例会）